

趣旨・目的

千葉市（以下「市」という。）と千葉労働局（以下「労働局」という。）は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に係る施策と、労働局における雇用に関する施策とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、それぞれの施策について、連携・協力の方策などを定め、千葉地域の雇用対策に強力に取り組むことを目的として、平成 28 年 7 月 13 日に「千葉市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき「平成 29 年度千葉市雇用対策協定事業計画」を策定し、雇用・労働環境の向上を目指して連携して取り組むことにより、全ての人が性別や年齢、身体状況等の違いに関わりなく尊重され、一人ひとりが個性と能力を発揮できる「働きやすい都市」の実現を目指す。

平成 29 年度千葉市雇用対策協定事業計画

協定の目的達成のため、下記の事業に取り組む。

【計画期間：平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月】

- I 働きやすい都市の実現を目指して
 - 1 働き方改革の推進
 - 2 子育て中の労働者を支える保育人材の確保
- II 一人ひとりの個性と能力発揮を目指して
 - 1 障害者等に対する就労支援
 - 2 女性に対する就労支援
 - 3 若年者に対する就労支援
 - 4 高齢者に対する就労支援
- III 市と労働局・ハローワークの一体的な事業実施
 - 1 就労・生活相談と職業紹介等就労支援の一体的な実施
 - 2 生活困窮者等に対する一体的支援の実施
 - 3 誘致・立地企業及び雇用吸収力の高い業種の人材確保に向けた支援
- IV 事業推進体制の構築
 - 1 会議体の構成、協議等
 - 2 情報の共有
 - 3 事業の周知広報に係る相互協力

I 働きやすい都市の実現を目指して

働きやすい都市（働きやすい職場環境）を実現するため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、女性の活躍、非正規労働者の正社員転換・待遇改善を促進する。また、安心して働くことができるよう総合的なハラスメント対策の取組みを実施する。

1 働き方改革の推進

(1) 働きやすい職場環境の実現に向けた取組み

① 企業経営トップ層への働きかけ（市・労働局が連携して実施）

働きやすい職場環境の整備等に向け、働き方・休み方改善やワーク・ライフ・バランス等をテーマに企業経営トップ層の理解促進を目的としたセミナーを共同開催する。

② ダイバーシティ推進協議会（仮称）の開催（労働局が市に協力）

多様な人材の能力が発揮できる社会を目指し、有識者、企業、関係団体を構成員として市が設置する「ダイバーシティ推進協議会（仮称）」において、労働局のノウハウを活用し、働きやすい社会の実現に向けた取組方法等について検討する。

③ 好事例の情報発信（市・労働局が連携して実施）

働きやすい職場づくりへの取組事例を収集し、市就業ポータルサイト「ジョブちば」及び労働局「働き方・休み方改善ポータルサイト」で情報発信し、市内事業者に周知を図る。

④ 男性の育児休業取得促進（市・労働局が連携して実施）

男性の育児休業取得促進のため、育児休業取得促進奨励金（市）及び両立支援等助成金（出生時両立支援コース）（労働局）について、連携して周知啓発を実施し、活用促進を図る。

(2) 女性の活躍推進及び非正規労働者の正社員転換・待遇改善

① 女性の活躍推進及びポジティブ・アクションの促進（市が労働局に協力）

女性の活躍推進に関する取組状況が優良な企業に対する「えるぼし認定」制度の周知や女性活躍加速化助成金の活用を図り、女性が活躍して働きやすい職場環境の整備を促進する。

② 非正規労働者の正社員転換・待遇改善（市が労働局に協力）

労働局が策定した「正社員転換・待遇改善実現地域プラン」の周知を図るとともに、市内の企業に対し、キャリアアップ助成金を活用した非正規労働者の正社員転換や待遇改善への取組みを働きかける。また、希望する求職者に対しては、正社員就職を目指す。

(3) 総合的なハラスメント防止対策の推進

① 職場におけるハラスメント防止の周知啓発（市が労働局に協力）

職場におけるハラスメントを防止するため、厚生労働省ポータルサイト「あかるい職場応援団」及び「パワーハラスメント対策導入マニュアル」の普及・活用促進による労使の具体的・自主的な取組みの促進を図る。

② 市民からの相談に対する労働局との連携（労働局が市に協力）

勤労者のための労働相談や市男女共同参画センターで実施している女性のための相談（以下、「ハーモニー相談」という。）等市に寄せられた相談に対し、労働局のノウハウや支援が必要な場合、必要な助言・援助を行う。

【 事業成果の目標 】

- 1 市在住求職者の正社員就職件数 … 3,200 件
- 2 市内企業においてキャリアアップ助成金を活用した非正規労働者の正社員転換・待遇改善数 … 600 名以上

2 子育て中の労働者を支える保育人材の確保

- (1) 保育士修学資金貸付事業、保育士資格取得支援事業及び保育士資格の要件緩和（労働局が市に協力）

市が行う保育士修学資金貸付事業、保育士資格取得支援事業について、資格取得を希望する求職者に対し積極的な情報提供に努め、保育士資格取得への援助を行う。

また、「保育士資格の要件緩和措置」※について、該当する求職者に周知し、保育施設等への就職を促す。

※「保育士資格の要件緩和措置」

幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭及び「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」を、保育士とみなす措置。

- (2) 潜在保育士・看護師の再就職促進（市・労働局の共催）

保育士や看護師の資格を持ちながら資格を生かした仕事をしていない者に対する研修会や就職説明会を共同開催し、潜在保育士、看護師の再就職を促進する。

さらに、市が行う、未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付事業、就職準備金貸付事業、保育士等宿舍借り上げ支援事業について、ハローワークにおいて周知を図る。

【 事業成果の目標 】

- 1 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の就職者数 … 5 名以上
- 2 研修会や就職説明会に参加した保育士・看護師の就職者数 … 20 名以上
- 3 保育料の一部貸付事業、就職準備金貸付事業申請合計 … 50 名以上

Ⅱ 一人ひとりの個性と能力発揮を目指して

性別や年齢、身体状況等の違いに関わりなく尊重され、個性と能力を発揮できる「働きやすい都市（働きやすい職場環境等）」を実現するため、障害者、女性、若年者、高齢者に対する就労支援等の取組みを実施する。

1 障害者等に対する就労支援

障害者法定雇用率未達成企業数の減少を目指して企業に対して働きかけるとともに、障害者が誇りをもって自立した生活を送ることができるよう就労・定着支援を実施する。

(1) 障害者雇用率及び法定雇用率達成企業割合の向上のための取組み

① 市長・労働局長の連名による雇用勧奨文の送付（市・労働局が連携して実施）

市内の法定雇用率未達成事業主に対して市長・労働局長の連名による勧奨文を送付することにより、障害者雇用率及び法定雇用率達成企業割合の向上を図る。

② 障害者雇用促進セミナー等の開催（市・労働局の共催）

障害者雇用に意欲のある企業や障害者法定雇用率未達成企業に対し、障害者雇用に係るノウハウや各種支援施策の理解を図る「雇用促進セミナー」や、障害者雇用への理解を深める「施設見学会」を共同開催する。

(2) 障害者等の就労支援及び職場定着の推進

① 障害者雇用促進就職面接会等の開催（市が労働局に協力）

企業への就職を希望する障害者の雇用を促進するため「障害者雇用促進就職面接会」を開催する。

② 障害者等の職場実習機会の拡大（市・労働局が連携して実施）

ハローワーク及び市が実施する職場実習事業について、求人者や求職活動中の障害者に対する周知により、実習機会を拡大する。また、市やハローワークが行う障害者等への就労支援において「職場実習」の必要性があると判断した場合は、対象となる障害者等に最も有効な就労支援等を掲示のうえ、職場実習を実施する。

また、就職を希望する特別支援学校の生徒に対しては「職場実習のための事業所面接会」を開催し、職場実習機会の拡大を図る。

③ 障害者等へのチーム支援の実施（市・労働局が連携して実施）

ハローワークや支援機関が行う障害者等の就労支援において、チーム支援が必要な場合には、個別支援計画に基づくチーム支援を行い、就職実現及び職場定着を図る。

④ 障害者アスリートの雇用促進（市・労働局が連携して実施）

障害者アスリートの就労希望等を把握した場合は、関係機関が連携して就労支援を実施する。

(3) 社会・職場における障害者差別解消の推進（市・労働局が連携して実施）

障害者に対する差別禁止・合理的配慮の提供義務（障害者の雇用の促進等に関する法律）について、市内事業者や市民全体に対して広報・周知活動を連携して実施し、障害者差別のない社会・職場環境の実現を目指す。

【事業成果の目標】

1 市在住の障害者等の就職件数 … 470 件

2 法定雇用率未達成の市内企業（平成 29 年 6 月 1 日現在）のうち雇用率を達成した企業数 … 20 社

2 女性に対する就労支援

女性が能力を発揮して活躍できるよう、希望やライフステージに応じた就職支援を行うとともに、子育てや介護等に関する相談に個別に対応する。

(1) 女性に対する各種啓発セミナーの開催（市・労働局が連携して実施）

働いていない女性も含め、自らのキャリアを考えるきっかけづくりや働く上で必要な労働関係法令の周知を目的とした「キャリアプランニングセミナー」や「女性のための就業・勤労支援講座」等を開催する。また、セミナー等へ参加する女性に対して市内企業の見学会への参加やマザーズハローワーク等への登録を勧奨する。

(2) 子育て中の求職者に対する就職支援（市が労働局に協力）

市内の保育施設の入所可能時期やサービス内容等の情報について、マザーズハローワークへ必要に応じて情報提供するとともに、くるみん認定企業やハーモニー推進事業者等仕事と子育てを両立しやすい企業の求人情報の提供や、個別の就職実現プランを策定する等、一人ひとりのニーズに応じた就職支援を実施する。

(3) ハーモニー相談事業での連携（労働局が市に協力）【再掲】

女性からの悩みや不安について女性の専門相談員による相談を行う「ハーモニー相談」事業に対し、労働局のノウハウや支援が必要な場合、必要な助言・援助を行う。

【事業成果の目標】

- 1 セミナー・講座開催回数 … 4回
- 2 市在住の子育て中女性の就職件数 … 580件

3 若年者に対する就労支援

社会的・職業的に自立し、自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するためには、発達の段階に応じたキャリア教育を充実させることが重要であり、早い段階からの学校におけるキャリア教育の充実を図るとともに、市内の働きやすい企業の情報を収集・発信し、学卒者や若者の市内企業への就職促進を図る。

(1) キャリア教育・インターンシップの充実

① キャリア教育に係る連携（労働局が市に協力）

- 市が設置する「キャリア教育推進連携会議」に、労働局・ハローワークが参加し雇用失業動向を踏まえた助言等を行うことにより、生涯を通じたキャリア教育内容の充実を図る。
- 小中高校生の職場体験・職場見学先の開拓に資するよう、ハローワークが実施するアンケート等により市内企業の受入意向等を把握し、情報共有を行う。
- 労働法制の基礎知識や雇用情勢の理解促進のため、市や学校等の要請に基づき、労働局から労働法制等にかかる講演等を行う。

② 大学生等のインターンシップの拡充に係る連携（労働局が市に協力）

早い段階での職業観の醸成と、将来の就職活動において市内企業へと視野を広げるため、ハローワークは市内企業に対し、市が実施するインターンシップマッチング会への参加勧奨を行う。

③ 市民による生涯学習活動の普及・啓発及び雇用関連セミナーの開催（労働局が市に協力）

市及び労働局は、千葉市生涯学習センター等において、市内の雇用状況や就労に役立つ資格等に関する講演会を共同開催する。

また、市が実施する資格取得のための講座やeラーニング、その他市民のキャリアアップに寄与する学習機会等について、ハローワークにおいて、若年求職者等に対する情報提供を行う。

(2) 若年者等に対する地元企業の情報発信及び就労支援の実施

① ユースエール企業の普及及び若者に対する企業情報の発信（市・労働局が連携して実施）

若者応援宣言企業及びユースエール認定企業制度について市内事業者への周知・啓発を行うとともに、地域の若者に対して認定企業情報の情報発信を行い、地元就職の実現を図る。

② フリーター・ニート層への就職支援（市・労働局が連携して実施）

市内のフリーター・ニート層（家族含む）に対して、就労支援機関や相談機関を周知し、自立への働きかけを行う。また、「千葉市子ども・若者総合相談センター（Link）」や「ちば地域若者サポートステーション」において、相談者の状況に応じ、ハローワークを含む関係機関でチーム支援により就職の実現を図る。

③ 離学者に対する就労支援施策等の周知（市・労働局が連携して実施）

学卒未就職者や学校中退者等に対して、職業訓練、ジョブカード制度、相談先等の周知を行うとともに、市内企業への就職拡大に努める。

【事業成果の目標】

- 1 インターンシップ実施数 … 100 件
- 2 市在住 45 歳未満求職者の就職件数 … 4,000 件
- 3 市在住のフリーター等の正社員就職件数 … 1,200 件

4 高年齢者に対する就労支援

年齢にかかわらず、意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向け、65歳までの継続雇用の確保や高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会の確保を行う。

(1) 高年齢者の安定した雇用の確保（市が労働局に協力）

市内企業に対し、高年齢者雇用安定法に基づく「高年齢者雇用確保措置」の徹底を図るとともに、法律を超えて継続雇用の制度が充実している企業情報を発信し、先進的な取組みの普及を図る。

(2) 高年齢者の再就職支援（市が労働局に協力）

高年齢者の多様な就業ニーズに対応するため、65歳以上向けの求人開拓を行うとともに、ハローワークの生涯現役支援窓口等の利用勧奨を図り、職業生活の再設計を含むチーム支援による再就職支援を行う。

(3) 高年齢者の職業能力の向上、就労意欲の促進（市が労働局に協力）

高年齢者に対して各種技能講習を実施し、就職を目指す「高齢者スキルアップ・就職促進事業」の周知等、参加者への就職支援を行う。

また、定年からのチャレンジ、セカンドライフにおける働き方を考えるセミナーを市、労働局、県等の共催により実施する。

(4) シルバー人材センター事業の拡大（市と労働局が連携して実施）

千葉市シルバー人材センターが行う事業について、地域内の企業や地域住民、高年齢求職者に対して積極的に周知し、会員の増加を図るとともに、事業の拡大に向けての協議及び必要な支援を行う。

(5) 高年齢者の就労・社会参加機会の拡大（市と労働局が連携して実施）

市が設置する生涯現役応援センターにおいて、相談窓口の設置や一元的な情報提供により、高年齢者の多様なニーズとのマッチングを行い、高年齢者の就労・社会参加の促進を図る。

【 事業成果の目標 】

- 1 市在住 65 歳以上求職者の就職件数 … 900 件
- 2 セカンドライフセミナー参加者数 … 50 名
- 3 生涯現役応援センター
 - ①相談件数 … 600 件
 - ②マッチング数 … 60 件

Ⅲ 市と労働局・ハローワークの一体的な事業実施

市が実施する就労・生活相談及び生活困窮者や生活保護受給者等の自立促進にかかる施策と、労働局・ハローワークが実施する職業紹介等の就職支援を一体的に事業実施することにより、地域住民の利便性の向上、支援対象者の就職促進、福祉の向上を図る。

1 就労・生活相談と職業紹介等就職支援の一体的な実施

就職困難者等に対する就労・生活相談と求人情報の提供及び職業相談・職業紹介を一体的に実施し、地域住民の福祉の向上及び就職促進を図る。

(1) 千葉市ふるさとハローワーク事業の実施

① 設置場所

- 千葉市ふるさとハローワークいなげ … 千葉市稲毛区役所 2 階
- 千葉市ふるさとハローワークみどり … 千葉市緑区役所 3 階

② 事業内容（市と労働局・ハローワークが連携して一体的に実施）

求人情報の提供、職業相談・職業紹介及び就労・生活支援相談を一体的に実施

【 事業成果の目標 】

1 ふるさとハローワークいなげ

- ① 利用者数 … 14,500 名以上
- ② 紹介件数 … 2,800 件以上
- ③ 就職件数 … 530 件以上
- ④ 市総合相談窓口から職業相談窓口への誘導 … 70 名以上
- ⑤ 新規求職者に占める対象者層の割合 … 中高年齢者層 50%以上

2 ふるさとハローワークみどり

- ① 利用者数 … 14,500 名以上
- ② 紹介件数 … 2,550 件以上
- ③ 就職件数 … 520 件以上
- ④ 市総合相談窓口から職業相談窓口への誘導 … 70 名以上
- ⑤ 新規求職者に占める対象者層の割合 … 中高年齢者層 50%以上

2 生活困窮者等に対する一体的支援の実施

生活困窮者や生活保護受給者等に対する就労・自立相談と求人情報・職業訓練情報の提供、関係機関等によるチーム支援により、就労による自立促進を図る。

(1) 千葉市自立・就労サポートセンター事業の実施

① 設置場所

- 千葉市自立・就労サポートセンター中央 … 千葉市中央保健福祉センター 1 1 階
- 千葉市自立・就労サポートセンター花見川 … 千葉市花見川保健福祉センター 1 階
- 千葉市自立・就労サポートセンター稲毛 … 千葉市稲毛区役所 2 階
- 千葉市自立・就労サポートセンター若葉 … 千葉市若葉保健福祉センター 1 階

② 事業内容（市と労働局・ハローワークが連携して一体的に実施）

- 生活保護受給者等に対する就労・生活相談
- 個々の支援段階に応じた求人情報及び職業訓練情報の提供
- チーム支援対象者の選定と支援プランの策定や支援対象者の問題解決のため、各関係機関の参集によるケース会議の開催
- 千葉市自立・就労サポートセンターの円滑な運営のための運営協議会を共同で開催

(2) 児童扶養手当受給者に対する支援の実施（市・労働局が連携して実施）

市内の各保健福祉センターにおいて、児童扶養手当受給者の現況届手続き時に併せて「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施し、現況届窓口から、出張ハローワークの臨時相談窓口等へ誘導し、経済的な自立を目指すための支援を実施する。

(3) 生活困窮者等自立相談支援の実施

① 設置場所

- 千葉市生活自立・仕事相談センター中央 … 千葉市中央保健福祉センター 1 1 階
- 千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛 … 千葉市稲毛保健福祉センター 1 階

② 事業内容（市と労働局・ハローワークが連携して一体的に実施）

- 生活に困窮している市民の方に寄り添い、一人ひとりの状況に応じた支援など、解決に向けたサポートにより、経済的社会的自立を図る。なお、支援対象者のうち就労可能な方は、ハローワークや千葉市自立・就労サポートセンターへ誘導する。

【 事業成果の目標 】

- 1 市からハローワークへの支援要請者数 … 1,162 名
（自立・就労サポートセンター別支援要請者数：中央 432 名、花見川 220 名、稲毛 220 名、若葉 290 名）
- 2 支援要請者のうちハローワークでの支援対象者数 … 1,162 名
- 3 支援対象者のうちハローワーク支援による就職数 … 756 件
（中央 281 件、花見川 143 件、稲毛 143 件、若葉 189 件）

3 誘致・立地企業及び雇用吸収力の高い業種の人材確保に向けた支援

労働局及びハローワークは、市が行う企業誘致等の対象である企業の人材確保や、市内のものづくり企業などの人材不足が深刻化している現状を解消するため、地域の雇用失業情勢や求職者情報を市及び市内企業や進出予定企業等に対して提供する。

また、人材不足が特に顕著である、福祉、建設、警備、運輸の各分野におけるマッチング支援を進めるため、ハローワーク及び市は協働で、当該企業の求人ニーズに対応した企業面接会や説明会を開催し、人材確保に努める。

(1) 企業ニーズに応じた雇用関連情報の提供（労働局が市に協力）

市が把握した誘致・立地企業のニーズに対し、労働局及びハローワークは、可能な限りの情報を集約し、市担当部局を通じ、誘致・立地企業に提供する。

(2) 企業面接会・説明会の開催（市と労働局が連携して実施）

市が把握した進出企業や立地企業の求人ニーズに応じ、企業面接会や説明会を共同開催する。

(3) 求職者への周知、参加勧奨の連携（市と労働局が連携して実施）

ハローワークの求職者に対して、進出企業や立地企業及び人材不足が深刻なものづくり企業などの企業情報、面接会・説明会の開催等に係る情報について積極的な広報を行い、進出企業等の人材確保を図る。

(4) 人材サービスコーナー等におけるマッチング支援（市が労働局・ハローワークに協力）

人手不足が深刻化する福祉・建設・警備・運輸の職種を対象に人材確保の総合専門窓口としてハローワーク千葉が設置する「人材サービスコーナー」について、事業所見学会や就職面接会等を共同開催する。

【 事業成果の目標 】

福祉・建設・警備・運輸の分野における事業主を対象としたセミナー及び事業所見学会、就職面接会等の開催

- ・事業主対象セミナー … 4回
- ・事業所見学会、就職面接会等 … 4回

IV 事業推進体制の構築

1 会議体の構成、協議等

協定の目的達成のため、市と労働局が連携・協力して実施する取組みを効果的に推進するための体制を下記により構成し、事業計画の具体的取組内容や連携方策等についての議論を行う。

(1) 千葉市雇用対策協定運営協議会

① 構成員等

- 市・・・・・・・・・・経済農政局長、保健福祉局次長、事業担当課(室)長、その他
- 労働局・・・・・・・・職業安定部長、事業担当課(室)長、その他
- ハローワーク・・・・千葉所長、千葉南所長、その他

② 開催回数、開催時期等

- 開催回数・・・・・・・・1回/年
- 開催時期・・・・・・・・原則、当該年度内に開催する。

③ 協議等の内容・・・・・・・・当該年度の事業計画に基づき実施された事業の評価及び次年度における事業計画を提案する。

(2) 作業部会（ワーキンググループ）

① 作業部会の種類及び構成員等・・・・別表1のとおり

② 開催回数、開催時期、協議事項

○定例会

事業開始から9月までの事業実績を取りまとめ、課題等を整理のうえ、年度後期の効果的
事業展開を図る。

事業開始から1月までの事業実績を取りまとめ、課題等を整理し、次年度の事業計画案等
を策定する。

○臨時会議

随時、事業の実施にあたり必要の都度、会議を開催する。

(3) 他の会議等との連携、活用

上記の会議体の他、市や労働局が開催する会議において、協定の事業実施に効果的と考えられる場合には、適宜、関係部署の協議により、適切な参加等の対応に努めることとする。

2 情報の共有

市及び労働局は、両者が連携・協力して実施する取組み等を効果的に推進するため、それぞれが、各事業において取得した情報を共有することについて、当事者等の同意を得て、その情報共有に努める。

また、各事業での情報共有方法については、別途、作業部会で詳細に定めることとする。

3 事業の周知広報に係る相互協力

市及び労働局は、両者が連携・協力して実施する取組み等を効果的に推進するため、それぞれが、各事業の推進に必要な情報の発信に努める。

また、各事業での情報発信方法については、別途、作業部会で詳細に定めることとする。

作業部会（ワーキンググループ）の構成

	事業担当部署	
	市	労働局
I 働きやすい都市の実現を目指して 1 働き方改革の推進	男女共同参画課 Tel 043-245-5060 幼保支援課 Tel 043-245-5105 経済企画課 Tel 043-245-5278	雇用環境・均等室 Tel 043-221-2307 職業安定課 Tel 043-221-4081 職業対策課 Tel 043-221-4391
	2 子育て中の労働者を支える保育人材の確保	ハローワーク千葉 Tel 043-242-1181 41# マザーズハローワークちば Tel 043-238-8100 ハローワーク千葉南 Tel 043-300-8609
II 一人ひとりの個性と能力発揮を目指して 1 障害者に対する就労支援	障害者自立支援課 Tel 043-245-5175 経済企画課 Tel 043-245-5278	職業対策課 Tel 043-221-4392 ハローワーク千葉 Tel 043-242-1181 43# ハローワーク千葉南 Tel 043-300-8609 43#
	2 女性に対する就労支援	雇用環境・均等室 Tel 043-221-2307 職業安定課 Tel 043-221-4081 ハローワーク千葉 Tel 043-242-1181 41# ハローワーク千葉南 Tel 043-300-8609 41#
3 若年者に対する就労支援	教育委員会 企画課 Tel 043-245-5911 教育委員会 教育指導課 Tel 043-245-5935 教育委員会 生涯学習振興課 Tel 043-245-5954 健全育成課 Tel 043-245-5973 経済企画課 Tel 043-245-5278	職業安定課 Tel 043-221-4081 ハローワーク千葉 Tel 043-242-1181 45# ハローワークちば Tel 043-238-8300 ハローワーク千葉南 Tel 043-300-8609 41#
4 高齢者に対する就労支援	高齢福祉課 Tel 043-245-5169 経済企画課 Tel 043-245-5278	職業対策課 Tel 043-221-4392 ハローワーク千葉 Tel 043-242-1181 41# ハローワーク千葉南 Tel 043-300-8609 41#
III 市と労働局・ハローワークの一体的な事業実施 1 就労・生活相談と職業紹介等就労支援の一体的な実施	経済企画課 Tel 043-245-5278	職業安定課 Tel 043-221-4081 ハローワーク千葉 Tel 043-242-1181 41# ハローワーク千葉南 Tel 043-300-8609 41#
	2 生活困窮者等に対する一体的支援の実施	訓練室 Tel 043-221-4087 ハローワーク千葉 Tel 043-242-1181 41# ハローワーク千葉南 Tel 043-300-8609 41#
	3 人材確保に向けた支援	職業安定課 Tel 043-221-4081 職業対策課 Tel 043-221-4392